

平成 29 年度 昭島市ものづくり企業立地継続 補助金

補助限度額

375万円

補助率

3/4 以内

工場の操業環境改善を図る工事が対象となります。

工場の 防音 防振 防臭 対策

【事業概要】

昭島市では、東京都と連携して、昭島市内の工場設備の操業改善のための費用や、ものづくり中小企業等が操業を維持するための市内の①工場の改修、②工場の移転、③設備更新・導入に関する費用を補助することにより、地域の重要なものづくり企業の立地継続を支援します。

工事前



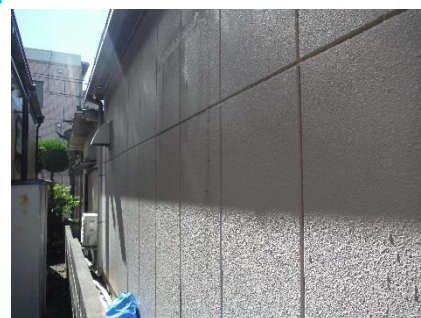
活用事例

工業用冷暖房機器交換

【効果】

- ①設置場所移動による隣家への騒音低減
- ②省エネ化

工事後



< 補助対象事業 >

【工場の改修等事業】

① 現工場の改修

新增築は対象外。建物及び建物付帯設備を対象とする。

② 移転先工場の改修

新增築は対象外。

*「改修」とは、防音、防臭及び防振等操業環境の改善を図るもの。

【工場の移転事業】

① 工場の移転

移転先の工場は、現在よりも操業環境に配慮した工場であること。

② 改修に伴う一時移転 (往復・片道)

年度内に現工場に戻ることができない場合は、片道分の申請を可とする。また、移転先から現工場に戻る経費のみを申請することも可。

【設備更新・導入】

① 設備の更新

設備更新により、著しい操業環境改善効果が見込まれるものに限る。既存の機械の更新であり、新規の生産設備の導入は対象外。

② 設備の導入

生産設備や工場内（敷地部分を含む）に操業環境の改善を図る機械や設備を設置することで行う事業。

< 補助金交付までの流れ >



平成 29 年 4 月 17 日 (月) から	随時申請受付 * 予算が無くなり次第終了となります。
(申請受付後)	審査会
(審査会后)	補助金交付 (不交付) 決定通知 * 交付決定前の工事は対象になりません。
(交付決定後)	事業開始 補助事業に係る工事等の契約
平成 30 年 3 月 15 日 (木) まで	事業完了・実績報告書の提出
(実績報告書提出後)	完了現地調査 補助金額確定 補助金交付請求 補助金受領

【提出・問い合わせ先】

昭島市 市民部産業活性課 産業振興係

〒196-8511 東京都昭島市田中町 1-17-1 TEL042-544-5111 (内線 2282)

FAX042-544-6440

